草幼発第2828号 ^{h,v, b} 令和3年9月10日

ほごしゃかくい保護者各位

章 津 市 子 ど も 未 来 部 まりにかちょう とかちょう もれ ま 部 はいちろう 幼児課長 山際 喜一郎 (公印省 略)

しんがた かんせんしょう きんきゅうじたいせんげん えんちょう ともな こんご たいおう つうち 新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態宣言」の延長に伴う今後の対応について(通知)

日頃は、本市就学前教育・保育に格別の御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。 はいる 本市では、滋賀県下における新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態宣言」の発令に はない、8月27日から9月12日まで、「家庭保育の協力」要請を行っておりますが、「緊急事態宣言」が9月30日まで延長されたことから、今後の就学前教育・保育施設での対応につきまして、 はりまたのとおりとさせていただきますので、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

記

カストル まいく きょうりょく 1 家庭での保育の協力についてのお願い

「緊急事態宣言」発令中は、可能な方につきましては家庭での保育に御協力ください。その間、長期欠席を理由に施設を退園となることはありません。

1)保育所・認定こども園(保育認定)等への「家庭保育の協力」要請について

市立保育所・認定こども園(保育認定)および私立認可保育施設については、通常通り開園 (所) しますが、「緊急事態宣言」発令中は、可能な範囲で「家庭保育の協力」をお願いします。

2) 保育料について

かていほいく きょうりょく 家庭保育に協力 いただいた場合の保育料については、日数に応じて日割り対応を行います (還付を予定)。ただし、3歳児以上の園児については、保育料無償化のため、保育料の日割り対応はございません。

なお、確認・計算作業に時間を要するため、一旦通常どおりにお支払いいただいたのち、 りょう
利用されていない日数を確認して計算し、改めて返金を行います。 3) 家庭保育の協力期間について

「緊急事態宣言発令期間中」(8月27日から9月30日まで)とします。

2 入所決定児 (保育認定) にかかる育児 休業 復帰時期の延長について

入所月の翌月末までに就労復帰されない場合は、保育の必要性がないものとして たいえん 退園となるところですが、コロナウイルスの影響により育児休業復帰時期が延長となる といった特例の御事情がある場合は、幼児課までお問い合わせください。 (育児休業の状況を確認するため、育児休業復帰時期が延長となることが証明された 、対人ときゅうぎょう の状況を確認するため、育児休業復帰時期が延長となることが証明された 、対別によった。

【担当】草津市 子ども未来部 幼児課

○家庭保育の協力について

しとうけんしゅうがかり 【指導研修係】 電話:077-561-6878

○保育料・育休復帰について

【入所・入園係】電話:077-561-2365